

金武町複合庁舎建設基本設計業務

プロポーザル実施要領

(令和5年7月27日一部修正)

目次

1	趣旨	P 1
2	業務概要	P 1
3	受託者基本条件	P 1
4	参加資格及び条件	P 1
5	業務実施上の条件	P 4
6	参加に対する制限	P 4
7	事務局	P 4
8	プロポーザル実施スケジュール	P 6
9	書類の交付	P 6
10	参加表明書等の受付	P 6
11	提出書類の記入上の留意事項	P 7
12	参加表明書等に関する質問の受付及び回答	P 9
13	参加表明書等の審査基準	P 9
14	技術提案書の提出	P10
15	技術提案書等に関する質問の受付及び回答	P11
16	技術提案書の審査基準	P11
17	プレゼンテーション及びヒアリング	P12
18	審査方法及び結果の通知	P12
19	失格事項	P13
20	その他	P14
21	様式	P15～

《添付資料》

資料1 金武町複合庁舎建設基本構想、金武町複合庁舎建設基本計画

※資料1については、金武町ホームページ参照

資料2 航空写真

資料3 敷地平面図

## 金武町複合庁舎建設基本設計業務プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

金武町複合庁舎建設基本設計業務を実施するにあたり、「金武町複合庁舎基本構想」及び「金武町複合庁舎建設基本計画」を踏まえ、複合庁舎建設についての豊富な知識及び経験、柔軟かつ高度な企画・調整能力及び技術力が求められる。また、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰等により建設費が高騰している状況にあって、質の高い複合庁舎を適正なコストで整備するための資質と能力を有した事業者を選定することが重要となる。

本要領は、金武町複合庁舎建設基本設計業務を委託するのに最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名称

金武町複合庁舎建設基本設計業務

#### (2) 業務内容

金武町複合庁舎建設工事に係る基本設計※詳細は特記仕様書による。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日まで

#### (4) 委託限度額

61,200,700 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

#### (5) 計画概要

「金武町複合庁舎基本構想」及び「金武町複合庁舎建設基本計画」による。

### 3. 受託者基本条件

本業務の受注にあたっては、単体企業又は代表企業者と構成員 2 者以内からなる設計共同企業体（以下「設計 JV」という。）とする。

### 4. 参加資格及び条件

(1) 本プロポーザルに参加するための資格要件は次のとおりである。

- ① 地方自治法施行令（昭和 25 年法律第 202 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
- ③ 建築士法第 26 条に基づく監督処分を受けていない者であること。

- ④国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
  - ⑤手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく構成手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
  - ⑦民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
  - ⑧民事執行法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められるものでないこと。
  - ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
  - ⑩単独企業又は設計 JV のいずれかの者は、沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。
  - ⑪単体企業若しくは設計 JV の代表企業又は構成員は、本プロポーザルに係る他の設計 JV の構成員を兼ねることはできない。
  - ⑫構成員は、単体企業、他の構成員及び他の参加者の協力事務所として参加することはできない。
- (2) 本プロポーザルに参加するための条件は、次のとおりとする。
- ①当該事務所において、平成 23 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の同種施設又は類似施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有すること。
  - ②平成 23 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の同種施設又は類似施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
  - ③同種業務の対象施設は、国又は地方公共団体の庁舎で延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建物のうち、平成 23 年 4 月以降に発注され、告示日までに新築設計業務全工程に携わり完了した建築物を対象とする。
  - ④類似業務の対象施設は、国土交通省告示第 15 号（平成 21 年 1 月 7 日）別添 2 による類型 4（業務施設）の第 1 類（事務所等）又は第 2 類（銀行、本社ビル、庁舎等）若しくは類型 7（教育施設）の第 1 類幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、類型 12（文化・交流・公益施設）の第 1 類（公民館、集会場、コミュニティセンター等）又は第 2 類（映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等）に定義される建築物で延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建

物のうち、平成 23 年 4 月以降に発注され、告示日までに新築設計業務全工程に携わり完了した建築物を対象とする。

## 5. 業務実施上の条件

「4. 参加資格及び条件」を満たしていることその他、次に掲げる条件を全て満たすこと。

### (1) 協力事業者への分担業務分野の再委託

①主たる分担業務（建築（意匠））を除き、協力事業者へ再委託することができる。この場合において、「4 参加資格要件」の規定のうち、①から③（設備は②を除く）及び⑤から⑩までを協力事業者の資格要件に準用する。

②構造分野の再委託先は、改正建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、当該事務所に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

③設備分野の再委託先は、改正建築士法における設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、当該事務所に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

注：構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格者は、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した通知書を受けた者若しくは構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた者であること。

### (2) 配置予定技術者

①管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ 1 名を専任で配置すること。

②管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、一級建築士とし、提出者の組織に所属していること。

③構造主任担当技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。

④電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は設備設計一級建築士、建築設備士、一級建築士又は一級電気工事施工管理技師、一級管工事施工管理技師の資格を有すること。

⑤配置予定技術者は参加表明書の受付以前に、担当事務所若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有していること。

注 1：「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）第 15 条の定義による。

注 2：記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、国土交通省告示第 15 号による「総合（建築意匠）」、「構造」、「電気設備」、「機械設備（給排水設備、空調換気設備、昇降機等）」とする。

### (3) 配置予定技術者に関する制限（凡例）

凡例 ○：該当する企業から配置 △：該当する企業のいずれかから配置 ×：配置不可

配置技術者	単体企業	JV（設計共同企業体）		協力事業者
		代表企業	構成員	
管理技術者	○	○	×	×
建築総合（意匠）担当主任技術者	○	△	△	×
建築構造担当主任技術者	△	△	△	△
電気設備担当主任技術者	△	△	△	△
機械設備担当主任技術者	△	△	△	△

※注：協力事業者については、表のとおり再委託の可能な分担業務分野に技術者の配置は可能であるが、一次審査において評価係数により低減の対象となる。

## 6. 参加に対する制限

次に掲げる者は、プロポーザルに参加することができない。

### (1) 重複参加

提出者、構造・電気設備・機械設備分野の協力事業者の重複参加は認めない。

### (2) 金武町複合庁舎建設基本設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員及びその関係者

#### ① 審査委員会の委員

#### ② 審査委員会の委員が属する事務所

#### ③ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者

#### ④ 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者

## 7. 事務局

金武町役場複合庁舎整備推進課

〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

電話：098-968-6077 FAX：098-968-2491

E-mail：fukugochosha@town.kin.lg.jp

## 8. プロポーザル実施スケジュール

項目		期間
一 次 審 査	本実施要領の公告	令和5年7月 3日（月）
	参加表明書等に関する質問書の受付	令和5年7月 3日（月）から 令和5年7月10日（月）まで
	質問書の回答	令和5年7月11日（火）
	参加表明書、設計共同企業体結成届等の提出	令和5年7月12日（水）から 令和5年7月20日（木）まで
	一次審査（書類審査）	令和5年7月27日（木）まで
	技術提案書要請者の通知	<del>令和5年8月 1日（火）</del> 令和5年7月28日（金）
二 次 審 査	技術提案書に関する質問書の受付	<del>令和5年8月 1日（火）から 令和5年8月 8日（火）まで</del> 令和5年7月28日（金）から 令和5年8月 4日（金）まで
	質問書の回答	<del>令和5年8月 9日（水）</del> 令和5年8月 7日（月）
	技術提案書等の受付	<del>令和5年8月 1日（火）から 令和5年8月21日（月）まで</del> 令和5年7月28日（金）から 令和5年8月18日（金）まで
	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和5年8月23日（水）から 令和5年8月24日（木）まで
	選定結果発表	令和5年8月25日（金）
契約（設計共同体協定書の提出）		令和5年8月30日（水）まで

※一部変更する場合がある。

## 9. 書類の交付

### (1) 交付方法

金武町ホームページへの掲示

（アドレス：<https://www.town.kin.okinawa.jp>）

### (2) 交付期日

令和5年7月3日（月）から令和5年7月19日（水）

## 10. 参加表明書等の受付

参加を表明する者は、参加表明書（様式 1）及び参加表明書関連書類（様式 2 から様式 5 まで）並びに受領書（様式 12）を次のとおり提出すること。

※設計 JV にて参加を表明する者は、設計共同企業体結成届（様式 11）を合わせて提出すること。

### (1) 受付期限

令和 5 年 7 月 20 日（木）午後 5 時まで

### (2) 提出方法

提出書類は、事務局まで持参または郵送とする。持参による場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

### (3) 提出部数

様式 1、様式 11（該当者のみ）及び様式 12 を 1 部、様式 2 から様式 5 までは 10 部を提出すること。

※表紙をつけず、様式 2～5 を 1 組として左上部をホチキス綴じとすること

※様式 2 及び様式 4 に関する免許証・資格の写し及び添付書類は 1 部を提出すること（添付書類は実績ごとに提出）

※様式 5 については該当者のみ提出すること

### (4) 提出先

7. の事務局まで提出すること。

### (5) その他

様式 12 は、受付印を押印のうえ提出者に返却するため、郵送の場合は、返信用封筒を同封のうえ提出すること。

## 11. 提出書類の記入上の留意事項

### (1) 参加表明書（様式 1）

参加者の代表者印を押印の上、提出すること。

### (2) 事務所の同種・類似業務実績（様式 2）

次の①、②に該当する同種又は類似の業務実績 5 件以内、同種事業を優先し記入する。

①同種業務の実績における対象施設は、国又は地方公共団体の庁舎で延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建物のうち、平成 23 年 4 月以降に発注され、新築設計業務全工程に携わり完了した建築物の設計業務を対象とする。

②類似業務の実績における対象施設は、国土交通省告示第 15 号（平成 21 年 1 月 7 日）別添 2 による類型 4（業務施設）の第 1 類（事務所等）又は第 2 類（銀行、本社ビル、庁舎等）若しくは類型 7（教育施設）の第 1 類幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、類型 12（文化・交流・公益施設）の第 1 類（公民館、集会場、コミュニティセンター等）又は第

2 類（映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等）に定義される建築物で延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建物のうち、平成 23 年 4 月以降に発注され、告示日までに新築設計業務全工程に携わり完了した建築物の設計業務を対象とする。

③該当する業務実績について、次の項目を記入すること。

A 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力（協力事務所としての参画）の別を記入すること。

B 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入するとともに、元請事務所名について括弧書きで記入すること。

C 構造・規模・面積の欄には、〔構造種別一地上階数/地下階数、延べ面積〕を記入すること。〔例：RC-5F/B1、0,000 m<sup>2</sup>〕

※記載した業務については、契約書（鏡）の写し及び施設の概要書類を添付すること。

※審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」、また、「類似」を「実績無し」として評価することがある。

(3) 専門分野別の技術職員数・資格（様式 3）

①当該事務所の専門分野別の技術職員数・資格について記入すること。

②資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、設備士を対象とし、これ以外の資格については記入しないこと。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。

(4) 管理技術者及び各担当主任技術者等の経歴等（様式 4）

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入すること。また、同種・類似業務実績及び記入件数は 5 件以内で同種事業を優先し記入すること。

①資格名称について、記入した資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。

②同種・類似業務実績

A 同種・類似業務の内容は、前記「10 提出書類の記入上の留意事項（2）」の説明と同じ。

B 関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。

③告示日現在従事している設計業務

告示日現在継続中の手持ち設計業務について、記入し、あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。

(6) 協力事業所（様式 5）

協力事業所がある場合は提出すること。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備を記入し、協力事業所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

(7) 参加表明書等作成上の注意事項

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。また、要求している内容以外の書類、図面等については受理しない。

12. 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は質問書（様式6）により電子メールにて事務局へ送付すること。なお、質問については電子メールによる質問書以外での受付は行わない。また、技術提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

(2) 質問書の受付期限

令和5年7月10日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して回答書としてとりまとめ、令和5年7月11日（火）に金武町ホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。

13. 参加表明書等の審査基準

評価項目	評価の着目点	判断基準		
企業評価	技術職員数	技術職員数を評価する。		
	有資格者数	有資格者数を評価する。		
	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数について評価する。		
配置技術者の資格	専門分野の技術者	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当者	建築意匠
				建築構造
				電気設備
				機械設備
配置技術者の技術力	同種・類似業務の実績	以下の順で評価する。 1) 同種業務の実績がある。 2) 類似業務の実績がある。 上記に加え携わった立場を評価する。	管理技術者 主任担当者	建築意匠
				建築構造
				電気設備
				機械設備

	経験年数	実務経験年数を評価する	管理技術者	
			主任担当者	建築意匠
				建築構造
				電気設備
				機械設備

#### 14. 技術提案書の提出

技術提案書（様式 7）及び技術提案書関連書類（様式 8 から様式 9 まで）並びに受領書（様式 12）並びに見積書を次のとおり提出すること。

##### (1) 受付期限

令和 5 年 8 月 21 日（月）午後 5 時まで      変更後：令和 5 年 8 月 19 日（金）午後 5 時まで

##### (2) 提出方法

提出書類は、事務局まで持参または郵送とする。持参による場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

##### (3) 提出部数

様式 7 及び様式 12 並びに見積書は各 1 部、様式 8 から様式 9 までは 10 部を提出すること。

※表紙をつけず、様式 8～9 を 1 組として左上部をホチキス綴じすること。

※見積書の様式は任意とし、基本設計業務の金額を記載すること。（消費税 10%を含む金額で記載すること）。見積書には提出者を明記し、捺印の上、あて名は金武町長とする。なお、見積書は審査の対象としない。

##### (4) 提出先

7. の事務局まで提出すること。

##### (5) 特定テーマについての技術提案（様式 9）

特定テーマは、次のとおりとする。なお、「金武町複合庁舎基本構想」、「金武町複合庁舎建設基本計画」に基づく「未来をそうぞう（想像・創造）する複合防災拠点」のコンセプトのもと、本町の地域特性、周辺環境との調和等を十分に理解した上で、各テーマについて検討し、提案すること。

番号	特定テーマ
1	シンプルでわかりやすく信頼できる庁舎づくり 町民交流や国際交流の拠点となる空間づくり 誰もが利用しやすく拠り所となる居場所づくり
2	防災拠点として町民の安全安心を支える施設づくり
3	自然環境と共生し情勢変化に柔軟に対応できる仕組みづくり

(6) 技術提案資料作成上の注意事項

- ①業務実施方針は、基本コンセプトや業務への取り組み体制、実施フロー及び工程計画、動員計画、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（提案を求めているテーマを除く）、業務過程における住民参加及び情報提供の考え方等を様式 9 に 1 枚以内で作成すること。
- ②特定テーマの提案は、提案課題毎に様式 9 に各 1 枚以内で作成すること。
- ③提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。なお、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。
- ④文章を補完する為に必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現としてはならない。
- ⑤具体的な設計図、模型（模型写真含む）、精巧・精密な透視図等を使用してはならない。（※内外観イメージ等を表現する場合には、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」平成 30 年 4 月 2 日付け事務連絡 大臣官房官庁営繕部を厳守してください。）
- ⑥表、イメージスケッチ、略図等をカラーで表現することは構わない。
- ⑦提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。
- ⑧使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とすること。

(7) その他

様式 12 は、受付印を押印のうえ提出者に返却するため、郵送の場合は、返信用封筒を同封のうえ提出すること。

15. 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は質問書（様式 10）により電子メールにて事務局へ送付すること。なお、質問については電子メールによる質問書以外での受付は行わない。

(2) 質問書の受付期限

~~令和 5 年 8 月 8 日（火）午後 5 時まで~~ 変更後：令和 5 年 8 月 4 日（金）午後 5 時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して回答書としてとりまとめ、令和 5 年 8 月 9 日（水）に金武町ホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。

## 16. 技術提案書の審査基準

### (1) 審査基準について

提出書類の審査基準は次の評価表による。

評価項目	評価の着目点	
		判断基準
業務実施方針及び手法	業務への取り組み方針と体制	取り組み意欲の高さや積極性、支援姿勢、業務への工夫等
	業務への取り組み体制	設計チームの特徴及び技術力、工程計画、業務分担体制等
	設計上特に配慮する事項	業務内容、業務の課題等の理解度、総合的見地からの考え方の適格性
技術提案	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造性のある提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか等）、本業務に積極的に取り組む姿勢があるか、質問に対する応答が明快かつ迅速であるかを考慮して総合的に評価する。

## 17. プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、4人以内（提案用のパソコンの操作者含む）とし、このうち2人は、配置予定の管理技術者と建築（総合）の主任技術者としなければならない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングの場所、日付、時間等については、一次審査後に別途通知する。
- (4) プレゼンテーションは、提出された業務実施方針（様式8）と技術提案書（様式9）のみを用いた内容説明（拡大パネル又はパワーポイント等を使用した拡大映像は可）とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局において用意する。

## 18. 審査方法及び結果の通知

- (1) 参加者（単体企業もしくは設計JVの代表企業）

単体企業もしくは設計JVの代表企業（以下「参加者」という。）として参加表明書を提出したもののうち、参加資格要件を満たすものについて、次のとおり審査を行う。

## (2) 審査方式

委託候補者の選定は、審査委員会による二段階審査方式で行う。

### ①一次審査（書類審査）

審査委員会による提出書類の評価に基づき、技術提案書を提出できる者を5者程度選定する。

### ②一次審査結果の通知

一次審査の結果、選定されなかったものに対しては、選定されなかった旨を郵送で書面にて通知する。選定された者に対しては、提案書提出要請書を郵送で書面にて通知する。

### ③二次審査（技術提案書、プレゼンテーション、ヒアリング）

一次審査で選定された者から提出された技術提案書の内容について、審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、評価を行い、最優秀者（委託候補者）及び次席者を各1者選定する。ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

### ④二次審査結果の通知

二次審査の結果、最優秀者（委託候補者）及び次席者に選定されなかったものに対しては、選定されなかった旨を郵送で書面にて通知する。選定された者に対しては、選定通知書を郵送で書面にて通知する。

### ⑤審査非公開

一次審査及び二次審査は非公開により実施する。ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

### ⑥異議申し立て

審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

### ⑦提案者1者による場合の取り扱い

参加表明書、技術提案書の提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、提案内容の審査等を行い、設計候補者の選定の可否を決定する。ただし、この場合必ずしも設計候補者として選定されるものとは限らない。

## 19. 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提出資料が本要領に適合していない場合。
- (2) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合。
- (3) 虚偽の内容が記入されている場合。
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合。

- (5) 審査委員会委員に不当な働きかけをした場合。
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

## 20. その他

- (1) 参加者は本要領に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。
- (3) 本プロポーザルに要する費用や旅費等については、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。
- (5) 成果品の著作権は金武町に帰属するものとする。
- (6) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出すること。
- (7) 事情により日時、場所等を変更する場合は、事前に書面等で通知する。
- (8) 本業務を受託した者が誠実に本業務を遂行した場合は、今後予定している複合庁舎建設に係る実施設計業務委託の随意契約についての協議を検討する。
- (9) 提出された技術提案書は、応募者の技術力を評価するためのものであり、設計内容を求めるものではない。